

AIPPI・JAPAN



Office Address

AIPPI JAPAN
4F, Yusei Fukushi Kotohira Bldg.
14-1, Toranomon 1-chome,
Minato-ku Tokyo,
105-0001, Japan
Telephone : 81 3 3591-5301
Facsimile : 81 3 3591-1510
E-mail : japan@aippi.or.jp

International Association for the Protection of Intellectual Property of Japan

中国国务院法制弁公室 御中

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

貴国の商標法改正案について意見を述べる機会を設けて頂き感謝申し上げます。

AIPPI 日本部会で、ご提示いただいた中華人民共和国商標法修正案（草案）について検討を行い、添付の通りとりまとめさせていただきました。

ご検討のほど、宜しくお願い致します。

敬具

2013年1月29日
AIPPI 日本部会
会長 片山 英二

中華人民共和国商標法修正案（草案）
（A I P P I 日本部会からのコメント）

（１）修正提案：修正案 7 所定の修正後 1 5 条 2 項所定の「使用」について

（意見）

国内での使用のみならず、外国での使用をも含むことが明らかになるように規定するようお願いしたい。

（理由）

悪意での出願・登録からは国内未使用且つ外国使用商標をも保護すべきであると考えます。

（２）修正提案：修正案 1 2 所定の修正後 2 2 条所定の多区分出願について

（意見）

出願分割が可能であることを、マドリッド協定議定書による国際出願も含め明文で規定するようお願いしたい。

（理由）

1 区分のみに拒絶理由等がある場合における実際上の必要性があると考えます。

（３）修正提案：修正案 1 4 所定の修正後 2 9 条所定の審査意見書への応答期限について

（意見）

外国の出願人に更なる付加期間として三カ月を規定するようお願いしたい。

（理由）

外国の出願人の実質的な手続保障を十全化すべきである。

（４）修正提案：修正案 1 5 所定の修正後 3 3 条所定の異議申立の申立人適格及び異議理由について

（意見）

いずれも限定しないように規定するようお願いしたい。

（理由）

商標の公益性及び公衆審査としての異議申立の制度趣旨との整合性

（５）修正提案：修正案 1 6 所定の修正後 3 2 条及び 4 9 条所定の各不服申立期限について

(意見)

外国の当事者に更なる付加期間として三か月を規定するようお願いしたい。

(理由)

外国の当事者の実質的な手続保障を十全化すべきである。

(6) 修正提案：修正案17所定の修正後35条所定の不服申立期限について

(意見)

外国の出願人に更なる付加期間として三か月を規定するようお願いしたい。

(理由)

外国の出願人の実質的な手続保障を十全化すべきである。

(7) 修正提案：修正案20所定の修正後43条3項所定の使用許諾契約の届出について

(意見)

義務ではなく、「届け出ることができる」ものとして規定するようお願いしたい。

(理由)

秘密保持が必要な場合がある。

(8) 修正提案：修正案24所定の修正後45条所定の不服申立期限について

(意見)

外国の当事者に更なる付加期間として三か月を規定するようお願いしたい。

(理由)

外国の当事者の実質的な手続保障を十全化すべきである。

(9) 修正提案：修正案27所定の修正後48条所定の不使用取消について

(意見)

商標登録出願への引用商標について不使用取消が請求された場合に当該出願の審査が中止されるよう規定するようお願いしたい。

(理由)

不使用取消の前に出願が拒絶されてしまうことが多い。

(10) 修正提案：修正案37所定の修正後62条4項所定の3年以内の使用証拠の提出について

(意見)

損害賠償責任の要件としないよう規定するようお願いしたい。

(理由)

不使用商標に係る損害賠償の肯否は個別具体的な事件における裁判所の実事認定・評価に基づき判断されるべき。

(11) 修正提案：現行法59条所定の刑事犯罪について

(意見)

「同一又は類似の商品に登録商標と同一又は近似の商標を使用する行為」が含まれるように規定するようお願いしたい。

(理由)

類似商品及び／又は近似商標でも個別具体的な事案に応じて侵害者に刑事責任を問うべき侵害態様が十分に有り得る。

(12) 修正提案：修正案14所定の修正後29条所定の審査意見書への応答について

(意見)

その機会が出願人に保障されるように規定するようお願いしたい。

(理由)

出願人の手続保障を十全化すべきである。

(13) 修正提案：修正案26所定の修正後47条所定の商標の使用の定義又は修正案32所定の修正後56条所定の商標権侵害の定義について

(意見)

一般論として、輸出及び輸入が含まれ得ることが明らかになるように規定するようお願いしたい。

(理由)

一般論として、模倣品の国際的な流通を防止すべく、海関による模倣品の輸出入差止の法的根拠をより一層明確化すべきである。

(14) 修正提案：修正案22条所定の修正後44条所定の無効宣告請求の期間制限について

(意見)

悪意による登録については、同期間制限を受けないよう規定するようお願いしたい。

(理由)

悪意による登録を期間制限により無効宣告請求から保護する必要性に乏しい。

(15) 条文の新設

(意見)

「登録出願された商標が、他人が非同一又は非類似する商品において登録を受けた商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合、その登録を認めない。」旨の条文を新設し、馳名商標として未認定の商標に関しても、権利者と契約などの関係のない出願人による当該商標の抜け駆け出願に対して、当該商標の登録前に異議等による取消ができるようにお願いします。

(理由)

中国商標法改正案では、異議申立制度を修正し、「異議申立人による異議が却下された場合、出願を登録する」旨が提案され、異議申立棄却の再審請求を機会がなくなることが予定されている。

一方、第15条2項に「同一種別の商品または類似する商品について登録出願する商標は、他人が先に使用した商標と同一または近似し、出願人が当該他人と前項定め以外の契約、取引関係もしくはその他の関係を有し、当該他人の商標の存在を明らかに知り、当該他人が異議を申し立てた場合には、その出願を拒絶する。」を新設して、抜け駆け出願への対抗手段も提案されているが、多くの抜け駆け出願が、正当な権利者とは無関係な者による行為である実情において改善効果は見込めない。

そのため、異議申立制度が本草案通り改正されたときの抜け駆け出願への対抗手段を増強させる目的で、上記(意見)に示す条文の新設を提案する次第である。

また、本提案は、TRIPS協定第16条に基づく提案であり、国際標準の考え方でもあるため、採用していただくことを希望する。

※TRIPS協定第16条

(3) 1967年のパリ条約第6条の2の規定は、登録された商標に係る商品又はサービスと類似していない商品又はサービスについて準用する。ただし、当該類似していない商品又はサービスについての当該登録された商標の使用が、当該類似していない商品又はサービスと当該登録された商標の権利者との間の関連性を示唆し、かつ、当該権利者の利益が当該使用により害されるおそれがある場合に限る。

なお、日本では、本案と同様の異議申立制度を採用しているが、商標法4条1項19号で、「他人の業務に係る商品又は役務を表示するものとして日本国内又は外国における需要者の間に広く認識されている商標と同一又は類似の商標

であって、不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう。以下同じ。）をもつて使用をするもの」を不登録事由として明記し、国内外の馳名商標を抜け駆け出願すること等により、商標権の不正取得防止を図っている。

多くの外国企業が、中国で第三者による抜け駆け出願の対応に苦慮している。特に非類似商品を指定する抜け駆け出願に対しては、馳名商標の認定と出願人の不正行為の立証が要求されているが、馳名商標の認定が受けられていない又は不正行為の立証が不十分等の理由により異議が成立しないケースがほとんどである。特に、ワールドワイドで独占使用しているコーポレートロゴの複製出願が不正行為と認定されない現状の制度運用には問題がある。

また、本草案により改正された異議申立制度が採用された場合、上述の複製出願にも権利が付与され、差止めや損害賠償の請求権が与えられることになる。その場合には馳名商標として未認定の多くの「ブランド」が毀損される、もしくは、差止請求や損害賠償請求を受けることが予想され、外国企業による中国でのビジネスに極めて大きな弊害が発生することになるとと思われる。

以上